

京都市告示第 6 0 4号

京都市私道の変更又は廃止の手続に関する条例第 2 条の規定に基づき、建築基準法第 4 2 条第 1 項第 2 号に規定する道路の廃止の承認をいたしましたので、同条例第 4 条の規定に基づき告示します。

また、その関係図書は、都市計画局建築指導部建築指導課において、一般の縦覧に供します。

令和 4 年 3 月 9 日

京都市長 門 川 大 作

1 承認事項

番号	年月日	道路の幅員	道路の延長	道路の位置	申請者
第 6049 号	令和 4. 3. 3	メートル 6. 20	メートル 22. 37	京都市伏見区淀際目町 4 3 3 番 9, 4 3 3 番 1 1, 4 3 4 番 8 及び 4 3 4 番 9 並びに 4 3 3 番 1 3, 4 3 3 番 1 4, 4 3 3 番 3 1 及び 4 3 3 番 3 2 の 各一部	上田 耕司

2 縦覧時間

京都市の休日を定める条例第 1 条に定める本市の休日を除く日の午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで

(都市計画局建築指導部建築指導課)